

横須賀市立養護学校「学校いじめ防止基本方針」

平成 27 年 4 月 1 日策定

令和 5 年 4 月 1 日改訂

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、ほかの児童生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校児童生徒は、いじめを行ってははいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、学期に 1 回程度開催します。

いじめと疑われる相談通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成

管理職・支援部長・支援教育コーディネーター 1・養護教諭 1・心理職 1

*検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・ いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本計画・研修等の実行、検証
- ・ いじめに関する相談・通報への対応
- ・ いじめの判断と情報収集、いじめ事案への具体的対応と報告

3 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

本校の児童生徒の実態を考慮し、直接「いじめ」の内容にふれるのだけではなく、日々の自己有用感を高め自尊感情を育む教育活動を推進します。

- ・ 自分の気持ちを表現することや人との関わり方を身に付けるためのソーシャルスキルトレーニングを含めた指導を意識的に取り組みます。
- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・ 児童生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童生徒とかわる時間を多くするように努めます。
- ・ R 4 (2022)、7 月、「横須賀市子どもの権利を守る条例」が施行されたことによる偶数月の最終水曜日の「ピンクシャツデー運動」を通して、いじめの未然防止に取り組みます。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童生徒の小さな

変化を見逃さない感覚を身に付け、以下の取り組みを行います。

- ・ 児童生徒の様子に変化がある場合には、学級やブロックで気付いたことを共有し、学校全体で当該児童生徒の経過を見守る。
- ・ 必要に応じ担任が積極的に働きかける。児童生徒に不安を感じさせないように配慮し、必ず保護者と連携をして問題の有無を確かめる。
- ・ 解決すべき問題があれば、担任が窓口となり複数名で相談等を行い、問題の早期解決を図る。
- ・ 放課後に毎日情報交換を行い、教職員間で共有する。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童生徒に対し、学習環境等を変更する措置を講じます。
- ・ いじめを見ていた児童生徒や、はやしたてたり同調している児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、適切な行動や支援について指導します。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童生徒及び保護者が効果的に対処できるように、個々の実態に応じた啓発活動を行います。

4 重大事態への対応

いじめにより、児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、協議の上、「調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「調査委員会」の構成

管理職・各部長・養護教諭2・支援教育コーディネーター2・心理職1・学校運営協議会委員長・PTA代表1 ※事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命する。

(2) 活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・ 横須賀市教育委員会への調査結果報告
- ・ いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、当該児童生徒および保護者へ調査結果報告を説明

5 年間計画

	教職員の活動	保護者への活動
4月～9月 (前期)	・各クラスの実態把握 ・教職員研修 ・学校いじめ防止対策委員会の開催	・いじめ防止対策について説明・啓発【保護者全体会】 ・保護者との情報交換【個人面談】 ・教育相談
10月～3月 (後期)	・SCの学校訪問(必要に応じて) ・学校いじめ防止対策委員会の開催	・保護者との情報交換【個人面談・学校評価】 ・教育相談